

平成十一年法律第二百六十四号  
独立行政法人酒類総合研究所法

目次

第一条 総則（第一条—第五条）	第二章 役員及び職員（第六条—第十二条）	第三章 業務等（第十二条—第十三条）	第四章 雑則（第十四条・第十五条）	第五章 罰則（第十六条・第十七条）
附則 第一章 総則	附則 第二章 役員及び職員	附則 第三章 業務等	附則 第四章 雜則	附則 第五章 罰則
（役員）	（役員）	（業務等）	（）	（）
第六条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。				

2 研究所に、役員として、理事一人を置くこと  
ができる。  
(理事の職務及び権限等)

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310



(その他の経過措置の政令等への委任)

**第三十条** 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

**附 則** （平成三〇年一二月一四日法律第  
九四号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
（経過措置）

**第三十五条** この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （令和四年六月一七日法律第六八  
号）抄

（施行期日）

**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日